

## 平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:参議院)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
乗用自動車（ハイヤー）借上げ一式	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	国際自動車株式会社 東京都港区赤坂2-17-22	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は外国要人の送迎に係る特殊なサービスであり、契約相手方の経験・信頼性、本業務の履行実績等を総合的に勘案して選定	-	単価契約 (見込額 7,000,000)	-	0	本業務は外国要人の送迎に係る特殊なサービスであり、契約相手方の経験・信頼性、本業務の履行実績等を総合的に勘案して選定する必要があるため	平成21年度	
通訳等業務一式	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	株式会社サイマル・ インターナショナル 東京都中央区築地1-12-6	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、国際会議等における高度かつ専門的な通訳業務であることから、契約相手方の経験・信頼性、実績、本院との過去における業務の履行状況等を総合的に勘案して選定	-	単価契約 (見込額 18,000,000)	-	0	本業務は、国際会議等における高度かつ専門的な通訳業務であることから、契約相手方の経験・信頼性、実績、本院との過去における業務の履行状況等を総合的に勘案して選定する必要があるため	平成21年度	
議長公邸外装飾用活花提供 請負契約	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	有限会社国会花苑 東京都千代田区永田 町1-7-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、要人の急な来訪時においても迅速な対応を求められるが、当該契約相手方は国会内に店舗を持ち、如何なる場合においても適切な対応が可能であるため	-	単価契約 (見込額 1,900,500)	-	0	本業務は、要人の急な来訪時においても迅速な対応を求められるが、当該契約相手方は国会内に店舗を持ち、如何なる場合においても適切な対応が可能であるため	平成21年度	
臨床検査実施委託業務	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	三菱化学メディエンス株式会社 東京都港区芝浦4-2-8	会計法第29条の3第4項 予決計令第102条の4第3号 個人情報であるこれまでの検査データの管理の状況、それに基づく診断の迅速・的確性等を総合的に評価して当該契約相手方と契約	-	単価契約 (見込額 1,690,000)	-	0	個人情報であるこれまでの検査データの管理の状況、それに基づく診断の迅速・的確性等を総合的に評価して当該契約相手方と契約	平成22年度	
人事管理システム保守業務一式	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	8,573,040	-	0	当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成22年度	
議員歳費等事務処理システム 保守業務一式	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	東芝ITサービス株式会社 東京都港区芝浦4-9-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことが出来ないため	-	7,144,200	-	0	当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことが出来ないため	平成24年度	
参議院情報ネットワークシステム 運用業務一式	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	東芝ITサービス株式会社 東京都港区芝浦4-9-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	445,663,356	-	0	当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成23年度	
業務系システム運用業務一式	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	32,966,640	-	0	当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成23年度	
人事管理システム用機器一式 賃貸借	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該機器等を前年度より引き続き継続して借り受ける必要があるため	-	1,043,316	-	0	当該機器等を前年度より引き続き継続して借り受ける必要があるため	平成22年度	
議員事務室用サーバー一式 賃貸借	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	東芝ITサービス株式会社 東京都港区芝浦4-9-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該機器等を前年度より引き続き継続して借り受ける必要があるため	-	1,341,900	-	0	当該機器等を前年度より引き続き継続して借り受ける必要があるため	平成24年度	

議員歳費等事務処理システム用機器一式賃借料	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	東芝ITサービス株式会社 東京都港区芝浦4-9-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことが出来ないため	-	1,881,390	-	0	当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことが出来ないため	平成24年度	
テレビ中継設備その他保守	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 東京都港区浜松町1-17-14	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 テレビ中継設備のシステムは松下電器産業㈱において設計・製作され、同社のシステム、プログラムにより構成されている。また、構内ケーブルテレビシステムはテレビ中継設備と密接な関係にあり他社では保守点検及び動作状況監視が行えない。同社の事業運営体制として子会社である左記会社とでなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	45,087,000	-	0	テレビ中継設備のシステムは松下電器産業㈱において設計・製作され、同社のシステム、プログラムにより構成されている。また、構内ケーブルテレビシステムはテレビ中継設備と密接な関係にあり他社では保守点検及び動作状況監視が行えない。同社の事業運営体制として子会社である左記会社とでなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成21年度	
構内情報通信網設備保守	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 構内情報通信網設備をシステム面も含め構築、設定及び工事を施工してきている。この設備にはシステム全体の構成・設定情報が含まれており、外部からの不正アクセス、内部情報保護などのセキュリティを確保する必要があるため、左記業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	67,725,000	-	0	構内情報通信網設備をシステム面も含め構築、設定及び工事を施工してきている。この設備にはシステム全体の構成・設定情報が含まれており、外部からの不正アクセス、内部情報保護などのセキュリティを確保する必要があるため、左記業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成21年度	
麹町議員宿舎南棟ガス温水暖冷房システム保守	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	東京瓦斯株式会社 東京都新宿区西新宿3-7-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 ガス暖冷房システムの構造及び機能において独自に開発、設計、システム構築されており、製造業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	1,250,340	-	0	ガス暖冷房システムの構造及び機能において独自に開発、設計、システム構築されており、製造業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成21年度	
麹町議員宿舎駐車場機械式駐車装置保守	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	石川島運搬機械株式会社 東京都千代田区飯田橋3-11-13	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 駐車装置の構造及び機能において独自の設計、製造がなされており、専門的な知識を有する製造業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	2,100,000	-	0	駐車装置の構造及び機能において独自の設計、製造がなされており、専門的な知識を有する製造業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成21年度	
麹町議員宿舎ほか警報設備保守	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	ニッタン株式会社 東京都渋谷区幡ヶ谷1-11-6	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 警報設備の機能において、独自の機構で稼動しており、通信方式も同社独自のものであるため左記業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	13,520,850	-	0	警報設備の機能において、独自の機構で稼動しており、通信方式も同社独自のものであるため左記業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成21年度	
第二別館ほか受変電用中央監視制御設備保守	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	株式会社高岳製作所 東京都千代田区神田神保町1-50	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 受変電監視制御設備の構造及び機能において伝送仕様及びネットワークシステムを稼動するプログラムを一体性を有して稼動するには左記業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	3,255,000	-	0	受変電監視制御設備の構造及び機能において伝送仕様及びネットワークシステムを稼動するプログラムを一体性を有して稼動するには左記業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成21年度	
議員登院表示設備保守	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 議員登院表示設備の機能において設計・製作・施工を行い、機器及びプログラムに精通した製造業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	2,803,500	-	0	議員登院表示設備の機能において設計・製作・施工を行い、機器及びプログラムに精通した製造業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成21年度	
本会議・委員会開会表示設備保守	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	富士通フロンテック株式会社 東京都稲城市矢野口1776	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本会議・委員会開会表示設備の機能において設計・製作・施工され、独自の機器、プログラムにより構成されており左記業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	3,855,180	-	0	本会議・委員会開会表示設備の機能において設計・製作・施工され、独自の機器、プログラムにより構成されており左記業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成21年度	

電話交換所ほか構内交換設備保守	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 電話交換設備の機能においてシステムの設計、構内交換設備のネットワーク構築、設備機器の使用等、製造業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	13,650,000	-	0	電話交換設備の機能においてシステムの設計、構内交換設備のネットワーク構築、設備機器の使用等、製造業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	平成21年度	
押しボタン式投票装置保守	支出負担行為担当官参議院庶務部 会計課長美濃部寿彦 東京都千代田区永田町1-7-1	平成20年4月1日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 押しボタン投票装置によるシステムは、左記業者により設計・製作された固有の専門的技術を有する機器、プログラムにより構成されており、システム及び装置の構成、運用を掌握している左記業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	-	25,420,500	-	0	押しボタン投票装置によるシステムは、投票装置による採決の正確性、記録等に障害を生じると適正な国会議決及び国会運営に重大な支障をきたすため。	-	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載